

議案第65号

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更に関する協議について

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年12月27日施行）の一部を次のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
		(担任する事務) 第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」			(担任する事務) 第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。 (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」

という。)に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第121条第1項並びに第122条第1項

に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第6条第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4項、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

という。)に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第88条第1項並びに第89条第1項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4項、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び第89条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

<p>工 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、第42条の2第5項及び第6項、第44条第2項、第108条第2項並びに第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務</p> <p>オ～カ 略 (2)～(4) 略 2 略</p>	<p>工 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項及び第44条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務</p> <p>オ～カ 略 (2)～(4) 略 2 略</p>
---	---